

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和元年7月2日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（(1) 防災対策地域水準測量、(2) 電子基準点現地調査、(3) 電子基準点附属標取付）

3 作業期間

令和元年7月8日から令和2年2月28日まで

4 作業地域

(1) 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市

(2) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、藤枝市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、川根本町、森町

(3) 伊豆市